

## 【松川キヌヨ議員】

私は、無所属の会の松川キヌヨです。始めます前に、一言お話しさせてください、私の思いを。

6月2日、知事の4選不出馬の記者会見は、なぜ、何なのと耳を疑いました。それは、女性センターを何とかつっていただきたいと、金子知事からの私たちの要望でした。そして、昭和50年からずっと男女平等の推進のために頑張ってきた女たちが、平山知事応援に立ち上がったのです。ユニゾンプラザ内に来たとき、みんなでわあっと感激の声を上げました。平山知事の男女平等推進に対する思い入れとお考えのすばらしさに、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、通告に従い質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少子化の進行は、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇や市場規模の縮小、現役世代の負担の増大などを通じ、経済成長のマイナス効果や地域社会の活力低下、子供の健全成長への悪影響など、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されております。

先般の佐世保の事件におきましても、子供を持つ親として考えられぬことが起こり、ただ、ただ報道を聞くたびにおろおろし、親としてこれでよかったのだろうかと問うてみる毎日でございます。

このように全般的に青少年の犯罪が増加し、凶悪化し、粗暴化し、その傾向となっているほか、小中学生の犯罪が大幅に増加する中で、低年齢化しております全国と同様に極めて深刻な状況が続いております。しかし、次世代を担う子供たちが健やかに育つように私たちは目標を立て、少しずつでも青少年のための健全育成に役立ちたいと、社会の環境浄化活動の一助となればと思い、以下の質問をいたします。

まず最初に、少子化対策などについてお尋ねをいたします。

初めに、私は平成11年4月に県議会議員になり、県政の一端を担わせていただくようになりました。しかし、子供の関係の質問に対し、市町村にはその指針をまとめる子育てプランがいろいろな形でできておりますが、それを見ると一目瞭然と書かれておりますが、県にはその子育てプランがないように思われましたので、お尋ねをしますと、子育てに関しては新社会福祉計画の中に明記してあるので、そこを見てください、その後は新潟ハートプランにも書いてありますので、またそこを見てください、また第八次総合教育計画の中に書いてありますので、そこをまた見てくださいというお話がいつも返ってきました。しかし、私は新潟県としてどうしても国のエンゼルプランを受けた中で子育ての方向を取りまとめたものをつくっていただきたく、各方面からのお願いもあり、要望してまいりました。

そして、平成13年3月に行政御当局の大きなお力で、小冊子として「フレイフレー子育て」がついに完成したことは、関係者一同大変な喜びでした。これこそ市町村でつくられるエンゼルプラン(子育てプラン)の策定の参考書として大いに役立ったと私は思っております。

13年4月には、新潟・新しい波を基本目標とする新潟県長期総合計画の中の6つの目標の一つに、安心子育てサポート戦略の中でさらに少子化問題を重点的に取り組むことが掲げられております。県の子育てプランとしてつくっていただいたこの「フレイフレー子育て」は、平成17年3月までの計画となっております。

そこで、庁内の関連施策を体系的にまとめ、さまざまな角度から対策を講じてこられたかと思いますが、これまでの成果について知事の御所見をお伺い申し上げます。

2番目に、次世代育成支援対策についてお伺いします。

まず第1に、6月10日のテレビ報道で特殊出生率が1.29人になったことが伝えられまして、大変ショックでした。今回の一般質問をするに当たりまして、何人かの子育て中のお母さんや保育園の先生から御意見をお伺いいたしました。どんなに育て方に対するサポートメニューを幾つ考えていただいても、私たちはだめなのだ。女の働き方についてもっと多角的に考えてもらうことはできないものか。私たちは働きたいのだ。しかし、いろんな事件が起きていると、10歳まではできるだけ子供との時間をつくりたいとの希望が多く聞かれました。

最近、女性の知恵や能力が会社経営の事業に大変大きく力を添えております。それが企業の活性化にも大きくまた貢献しているのです。

そして、6月9日、10日、11日のNHKの朝の特集において、女性の会社経営者からのお話が報道されておりました。6月1日の少子高齢・青少年対策特別委員会で、関係人として招致した会社の女性総務部長さんからのお話も私たちはお聞きいたしました。

そこで、子供が健やかに生まれ育つ子育て支援社会の推進と出生率の向上を目指して、国では昨年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、本県におきましては本年度中に行動計画を策定されると思いますが、県の子育てプランである「フレイフレー子育て」をまとめるのに当たって、新潟県長期総合計

画、ハートプラン、男女平等推進プラン、新潟県第八次総合教育計画などを取りまとめられて全庁的なかかわりの中でつくられていると思いますが、この行動計画を策定するに当たり、国の指針で示されている所要の環境整備のためには、やはり全庁的な取り組みが必要であると思います。また、実効性のある内容とするためにも、具体的にどのような策定作業で進められているのかをお尋ねいたします。

次の問題として、次世代育成支援対策においては、地域、家庭、身近な市町村、事業主の理解と実践が重要であると考えておりますが、特に企業における少子化対策の一端を担わせるため、社員に対するファミリーフレンド対応を求め、従業員が300人を超える企業（約1万2,000社）は、仕事と子育ての両立を図るためどのような対策をとるのかを来年3月末までに行動計画としてまとめねばならないファミリーフレンド対応に戸惑っている状態です。企業向け説明会でも、何をどうすればよいのかわからない。また、300人以下の企業にも努力義務になっております。

しかし、この次世代法は特に罰則がなく、あくまでも各企業の自主性任せで策定した行動計画の概要を都道府県の労働局に届けるようになっております。企業における両立支援の実態に関する調査では、要件を満たしていない事業所が51.2%もあり、どうすればよいかと右往左往の状態でもあります。

このように、市町村、事業主に対してどのように普及し、どの程度理解が得られていると思われませんか、お伺いします。

また、市町村については、市町村ベースとして計画の策定を要請するとのことでありましたが、特に本年度以降の合併を予定している市町村の取り組み状況についてをお伺いいたします。

3番目として、次世代育成支援対策は、総合的に推進するために児童手当の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、育児・介護休業法の一部を改正する法律案、この関連3法案が提出されたと思いますが、これらを踏まえ、来年4月の行動計画の実施に向けて、今後市町村、事業主の計画策定の取り組みを具体的にどのように徹底させていくのかをお聞きいたします。

大きい2番目としまして、思春期保健対策についてをお伺いいたします。

思春期の子供たちの問題行動が多様化し、社会的にも大きな関心が寄せられています。そして、思春期の子供を取り巻く環境は大きく変化し続けています。中でも、性行動は現在の過度な性情報のはんらんなどによって活発化しております。

そして、思春期の心と体の相談室における電話相談が年々ふえて、昨年は1,949件にもなっている状態で、その95%は男性の生徒からです。また、19歳以下の人的人工中絶は、14年度におきまして911件であり、1,000人に対して新潟県は13.4人でありました。ちなみに全国は12.8人です。

子供たちが心身ともに健やかに成長していくため、特に思春期の子供に対して日ごろの不安の解消や性に対する正しい知識の普及を図っていく必要があると考え、学校や地域の中で子供の相談に乗り、指導をしていく体制はまだ不十分であると考えておりますが、どのように取り組まれるお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

2番目、私もこの年齢の子供を持つ親として大変不勉強で、子供に対してなかなかうまい言葉と会話が出てきません。そして、いつも困っている状態です。長岡でも、心と体の相談室として平成11年より助産師さんと保健師さんとのチームで電話相談を開始しております。先ほども電話相談が大変多いということから、県では昨年より思春期の健康と性の問題の取り組みとして、ピアカウンセリング事業を開始したようです。その実施状況と成果についてをお伺いいたします。

次に、これは青少年の健全育成のための緊急課題として、県より委託養成を受けて行われた事業とお聞きしておりますが、今、県では保健の先生、体育の先生の中でも、子供たちと一緒に、子供たちと向き合って性のことについて話のできる先生が大変少ないです。しかし、どうしても子供たちの健全育成のためには必要なことから、ピアカウンセラー養成事業が発足しました。

そのピアカウンセリングについては、思春期の生徒の悩みを解消する最も有効な手法であると思います。そして、昨年はこの事業を全県立高校に御案内されたと思いますが、学校とカウンセラーとの日程の関係、7つの高校においてのみ実施されたと聞いておりますが、ぜひ各校に御理解をいただいた中で思春期の子供たちの健全育成のためにも早急に実施してほしいと思いますが、御所見をお聞かせください。

第3、男女平等社会の形成の推進についてをお伺いします。

平成5年、新潟県女性財団が設立されました。平成8年、ニューにいがた女性プランが策定されました。環境生活部女性政策課が設置されました。新潟ユニゾンプラザが開館し、複合施設内に女性財団が設置されました。平成13年4月、新潟・新しい波のゆうゆうくらしづくりの中に男女平等推進プランが策定されました。そして、平成14年4月、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例が公布、施行されました。男女平等社会推進に関する条例でございます。そして、8月に男女平等推進相談室が開設されました。

時代の流れとはいえ、平山知事、そして行政御当局の皆様にご心から感謝いたしております。本当にあり

がございました。何といたっても新潟県は男社会が脈々と続いております土地柄ですので、14年4月の条例が公布、施行されてからは、知事の後押しがなくてはこれはできなかったのではないかなと思っております。

そこで、男女平等社会の形成の推進について、平成13年度から計画期間5年としております男女平等推進プランが策定されて、計画期間の半分以上が経過いたしました。本年は、プランの見直しが計画されております。

また、平成14年4月から条例が施行され、ことしまで経過しまして2年目になります。これまでの進捗状況と成果について知事にお尋ねいたします。

次に、先月少子高齢・青少年対策特別委員会の視察で青森県をお訪ねいたしました。青森県では、平成13年7月に条例が制定されました。そのことにより一層高校生向けにとてもわかりやすい漫画化された「コラボ」という冊子が作成されておりました。県にも同じようなものはございますが、県のもはまだまだわかりづらいように思いますもので、もう一度ここで質問させていただいております。

意識啓発に取り組んでおられました国も県も市町村も、男女平等社会を築いていくために、男らしさって何、女らしさって何とか、ジェンダー・バイアス（男のくせに、女のくせに）についても、大人たちの意識改革もさることながら、若年層における意識醸成が大変重要であると思っておりますが、県の取り組みについてもう一度お聞かせください。

3番目としまして、新潟県では女性プランもでき、条例も施行され、男女平等についても逐次進行し、審議会の女性の登用率も24.9%に向上し、平成17年度目標の30%達成も間近かと思われまます。これらは、平山知事の男女平等についての御理解あつてのことと思っております。男女平等の問題は、全庁的に取り組まねばならない問題ではないでしょうか。既に青森県や他県では、企画課で取り扱っております。

また、2月には、日・米・中・韓の高校生意識調査の結果が報道されました。私たちは、真剣に男女平等の推進を努めております。知事は、国の男女平等参画会議の議員として活動されておられます。来月20日、21日に朱鷺メッセで開催されます男女共同参画フォーラムの基調対談にも参加されます。その知事の姿勢に熱意を感じます。男女平等社会形成により、一層の推進に向け今後どのような取り組みに最も力を入れて進むべきなんでしょうか、御見識深い知事の御意見をお聞かせください。

4番目の質問に移ります。一部近藤議員の代表質問と重複するかと思っておりますが、お許しください。

教員のサポートについてお伺いいたします。

今、教育現場で、社会状況の変化や各家庭での子育てのやり方の違いや核家族化の中で失われつつある倫理観の違いなどの中で、子供や保護者とよくトラブルを引き起こし信頼を失っている教師、その上、教育の多様化の中で学力向上事業が大変負担になり、指導に対する不安を抱え、自信を消失している教員が問題となっておりますが、いわゆる指導が不適切な教員について、本県の現状とこうした教員に対して具体的にどのような対策を講じておられるのか、お伺いいたします。

2番目として、私は指導力不足教員ではなく、指導が不適切な教員ではないかと思っております。先生方も子供たちに対してどうしたら教育者としてかわられるかを真剣に考えておられると思うのです。

教育の町長岡では、昨年より市独自で教員の資質向上事業として、新卒採用後2～6年程度で指導面の悩みを抱えている教員に対してベテラン指導主事が授業を参観し、1年間マン・ツー・マンで助言する教員サポート錬成塾を開始しました。初年度は、156人中21人が参加したようです。このことは、学校には余裕がなく、新人指導まで手が届かないのではないのでしょうか。

また、もう一つの事業としまして、教員補助員や介助員を支援が必要な学校に派遣しております。これは、子供サポート事業と言います。そして、問題行動や不登校の子供がいる学校の相談に乗り、いずれも外部の目が学校に入り、風通しがよくなり、第三者に評価され、批判されることで学校が成長・成熟するようにもなりました。県としてもこのような仕組みを進めてみるべきではないのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

また、長岡では、本年度から子供の意欲低下に対して、学校週5日制で授業が減るから、学力が低下するからではなく、勉強する動機づけこそが最も大切としております。そして、このマンネリ化を打破するとして、熱中感動教育を検討し始めました。また、熱中、感動できる体験の提供から、子供に生きる喜びと意欲が生まれるのではないのでしょうか。

これをきっかけとして、ベテランの熟年層の教員に対しても、自分一人で悩みを抱えるのではなく、教員のOBによるワンポイントレッスンを始めるなど、教員のサポートにさらに力を入れております。

指導力不足や不適切な教員と言われる前に、教員自体が元気をなくしてはどうにもなりません。生徒も学校の活気も生まれてこないと思っております。どうか教員が元気づけられ、生き生きとさせられるような資質向上の取り組みを県としても一層力を入れるべきではないかと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

これで私の質問は終わります。

平山知事の後押しがあってこそ私たち男女平等がここまで進んできました。そして、21 世紀のキーワードとして、「男女平等」が本当にキーワードになっております。特に県議会の中では厳しいものでありました。新潟県の女性は本当に感謝しています。もう一度頑張っただけないでしょうか。心からエールを送ります。

それでは、終わります。(拍手)

## 【平山征夫知事】

それでは、教育の町長岡から選出の松川議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、少子化対策のこれまでの成果ということなのですが、「フレーフレー子育て」に掲げられている指標のうち、延長保育の実施とか子育てサポート組織の数等についてはおおむね順調に推移しておりまして、一定の成果が上がったものというふうに思っていますけれども、育児における男性の参画度、それから子育て環境の満足度などは不十分が見られているところでありまして、できたものとできないものとまだ混在しているという状況だと思えます。

こういう状況を踏まえまして、今後も子育てを支援する生活環境の整備や多様な働き方の実現など、少子化傾向に歯どめをかけるための施策に取り組んでまいりたいというふうに思います。

そして、次世代育成支援行動計画の策定の進め方なのですが、県ではこれまで子育てと仕事の両立等の育児支援策を中心に少子化対策を積極的に進めてまいりました。

そして、ほとんどその子育ての支援をすることによって仕事と子育ての両立ができるだろうということとで考えたのですが、現実には特殊出生率は下がり続けていまして、その意味ではほとんど改善の兆しが見えていないということから、改めて子育てと仕事の両立支援や家庭や地域での子育て支援など、子育て支援策を総合的に展開するため、福祉や保健・医療分野だけでなく、教育、労働、警察などあらゆる関係行政分野で取り組むこととし、近く知事を本部長とする推進本部を立ち上げ、全庁的に取り組むこととしているところであります。

そしてまた、今後の策定に当たりましては、経営・労働・育児・福祉等の各分野の関係者・学識経験者、そして公募委員などから成ります協議会を設置いたしまして、少子化対策に関する広範な意見を聞きながら計画に反映させますほか、パブリックコメントを実施いたしまして、実効性のある計画を策定してまいりたいというふうに思います。

あえて付言して申し上げたいと思えますが、国においても少子化対策について本格的に取り組み始めたわけでありまして、先般の男女共同参画のための内閣府の委員会で、その概要についての説明がありました。正直言って愕然といたしました。

市町村及び県がここ数年かかってやってきたことを、国がこれから繰り返して同じことをやるような政策内容でありまして、国でなければできない、あるいはこれまでのそうした地方における人口減を現に厳しい地域の問題としてとらえて、一生懸命取り組んできた地方を上回る政策がそこにはほとんど見られていないわけでありまして、子育て支援は少子化対策の中の必要条件ではありますが、十分条件ではないということを我々はもっと厳しく受けとめて、真に効果のある対策をとらなければならないというふうに思います。

そのことを今回つくづく感じておりまして、今後の検討においてそうした人間の生き方とか、価値観とか、心の問題まである程度考えていかないと効果はないのかなと思っております。大変難しい問題だというふうに思います。

次に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等に対する理解ということなのですが、市町村につきましては、県は昨年来、計 3 回の説明会の開催等によりまして、国からの情報や県の考え方を示しておりまして、市町村では今年度中の策定に向けて、既に作業に入っているところでございます。

事業主につきましては、国が必要な助言・指導、そのほかの援助に努めることとされておりまして、新潟労働局におきまして事業主向けの説明会が既に 2 回実施されましたほか、経済団体等への出張説明及び各種広報紙による PR など、多方面にわたりきめ細かな広報活動が行われているところでありまして、事業主の方々からはおおむね理解が得られているのではないかなというふうに聞いております。

また、合併を予定している市町村の取り組みでありますけれども、合併後の新市町で計画を策定するものが 8 つ、合併前の市町村で策定するというものが 8 つ、未定が 1 という状況にありますけれども、全

市町村が今年度中に計画を策定できますよう支援をしてまいる考えでございます。

次に、市町村及び事業主の行動計画策定に対する県の具体的な取り組みですけれども、市町村につきましては、既に各地域機関が計画策定についての情報交換や助言などを行っておりまして、今後は、本庁と地域機関が密接な連携をとりながら、具体的な目標設定等、計画策定について市町村を支援してまいりたいというふうに考えております。

また、事業主につきましては、新潟労働局等と連携を図りながら、セミナーや各種広報活動を通じて計画策定の取り組みを支援をしてまいる所存であります。

次に、思春期の保健対策についてお答えしたいと思います。

まず、思春期の子供に対する相談等の取り組みですけれども、大人と子供の両面を持つ不安定な時期でありますことから、性に関する正しい知識の普及とか適切な相談・指導が重要であるというふうに考えます。

学校におきましては、保健体育などの授業や、そして養護教諭等による個別指導を行うほかに、医師・助産師等を学校に派遣しての講演会や健康教室などを実施しており、昨年度からは、同世代同士の相談活動として大学生等によるピアカウンセリング事業にも取り組んでいるところでございます。

また、地域におきましては、助産師や看護師が思春期の悩みに答える思春期電話相談も実施しております。

県といたしましては、思春期における多様化するニーズに対応するため、今後とも学校教育関係者や関係団体等と一層の連携を図りながら、きめ細やかな思春期保健対策等を引き続き進めてまいりたいと思います。

また、高等学校におきますピアカウンセリングの実施ですけれども、価値観を共有する同世代同士の相談活動によりまして、みずからが問題解決を探り、そして適切な意思決定を行うというこの方法は、思春期の保健対策の上で有効であるというふうにされております。

しかしながら、ピアカウンセラーは大学生等の若者が担当するために、毎年、養成する必要がありますし、昨年度養成した者と今年度養成見込みの数を合わせても 50 人程度しかいないわけでありまして、まだ少ないわけでありまして、かつ、一定の水準のカウンセリング技術の確保が必要なことから、直ちにすべての高等学校で実施できるだけのスタッフが確保されていないということについては問題があるわけでありまして、その確保に努めてまいりたいと思いますが、すぐにはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

県としましては、今後、関係団体と連携を図りながら、ピアカウンセラーの養成に向けた講座の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、男女平等社会の形成の推進であります。

まず、男女平等推進プランの進捗状況とこれまでの成果でありますけれども、条例の施行によりまして、男女の個人としての人権の尊重などの基本理念が明確になるとともに、広報・啓発活動や教育の推進などの具体的な施策が全庁的、継続的に実施され、県民の関心や理解も進んでいるものというふうに考えます。

また、プランの進捗状況でありますけれども、育児休業の取得率や家事、そして育児における男性の参画割合など、さらに取り組みなければならない課題もありますけれども、固定的な性別役割分担意識の解消や審議会への女性の登用などについては、着実に推進が図られているというふうにも思います。

しかしながら、そうした中で、女性の社会参加と少子化を結びつけたり、あるいは男らしさ、女らしさなどの議論、ジェンダー・フリーという言葉をめぐるのいろんな反発等々、いわゆるバックラッシュとも言われる動きも見られております。そして、真の理解による男女平等社会の形成には、その意味でなおまだ取り組みなければならないことが多いというふうに考えております。

次に、若年層を対象とした男女平等意識の醸成についてでありますけれども、議員御指摘のとおり男女平等社会を形成するためには、人格形成期の男女平等教育が重要であるというふうに認識しておりまして、条例や推進プランにおきましても男女平等意識をはぐくむ教育を推進することとしているものでございます。

具体的には、教育委員会と連携いたしまして、子供の発達段階に応じた男女平等教育教材等を作成しており、さらに、本年度はこれまでの活用実績を踏まえ、より一層の教材の効果的な活用について検討を行うこととしているところであります。

今後とも、学校、家庭及び地域社会のあらゆる活動を通じまして、若年層に対する男女平等意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、男女平等社会の形成に向けての今後の取り組み、最も力を入れているところは何かということでもありますけれども、私は先ほどお答えしたとおりの取り組みを通しまして、男女が互いの人権を尊重

し合う、そして性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮することが、そうした社会になることが、男女のお互いの能力と個性を認め合って、最大限そうした能力が発揮される社会の方が、今の社会よりもどれだけ活力に満ち、豊かな社会になるかといったことを前向きに情報として提供しながら、そのことをみんなで議論していただきたいと思います。

どうもなかなかそうならないで、男社会の中に女性が入ってくると、男性は権利をとられるというふうに思っている人もいるようであります。男女の人権が自然に尊重され、お互いの個性と能力が発揮される真の男女平等意識の浸透を図るということがないと、現状では頭でわかってある程度理解していますけれども、本当にはわかっていないということも指摘されております。

7月に内閣府と共催いたします男女共同参画フォーラムの基調対談では、こうした点を踏まえて、改めて私たちがこの問題の本当の意味の理解をするにはどうしたらいいか見詰め直していただく、そんな機会になればと思います。県民の皆さんに男女平等社会の形成についてさらなる御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

身近な例として、この県議会において女性議員が登場してから、随分議論の幅もその分広がったと思います。そういう意味で、男女平等参画の社会が今の社会よりはるかによくなる豊かな社会であるということはどうやってアピールしようか、7月のこの基調対談まで十分検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

### 【新保和夫福祉保健部長】

お答えいたします。

ピアカウンセリングの実施状況についてであります。昨年度、教育委員会やNPOであるにいがた思春期研究会の協力により、専門家を講師に招き、大学生などを対象にピアカウンセラー養成講座を開催し、35人が受講、修了したところであり、また養成したピアカウンセラーを県立の高等学校7校に派遣し、文化祭や特別活動などの中で、性に関するテーマによるグループディスカッションや個別相談などを行い、約800人以上の生徒が参加しました。

この事業は、実施して1年に満たないことから、現時点での評価は難しいところでありますが、参加した生徒からは、「私たちがふだん使っている言葉で楽しくわかりやすく話してくれ、飽きずに興味深く聞けた」、「人に流されず、情報に左右されず、自分の意思をしっかりと持ちたい」などの感想をいただいております。同世代によるピアカウンセリングは他の相談・指導では得られない効果があるものと考えております。

以上でございます。

### 【板屋越麟一教育長】

お答えいたします。

まず、指導が不適切な教員の現状についてであります。近藤議員の代表質問でもお答えしたとおり、県教育委員会では、指導が不適切な教職員の資質を向上させ、指導力を回復させることを目的として、指導が不適切な教職員の取扱いに関する規則及び要綱の運用を開始し、小学校教諭1名を指導が不適切な教員と認定したところです。

こうした教員に対する対策としては、教員としてのあり方を初め、学習指導、生徒指導等さまざまな面にわたり、本人が抱える課題に応じた研修プログラムを県立教育センターにおいて作成し、担当指導主事のもとで、講義、事例研究、模擬授業、所属校での研究授業などを実施して、教員としての資質や指導力を向上させ、自信を取り戻すことができるよう取り組んでいるところであります。

次に、若手教員へのサポート体制についてであります。県教育委員会では採用1年目の初任者4人に対して1人の専任指導教員を学校に配置し、教科指導や学級経営等の指導を行うとともに、教職2年目から5年目の教員に対しては教科指導や教育方法に主眼を置いた研修を実施しておりますし、教職6年目の教員には、教育課題や生徒指導等に関する実践的指導力の向上を図る研修を受講させるなど、若手教員全員に対して基本的な指導力育成のための研修を実施しております。

また、昨年度から県立教育センター内に専任職員 25 人体制から成る教員サポートセンターを開設し、教科指導や学級経営に関する悩みはもとより、生徒指導やいじめ不登校相談、心の健康相談など、教員一人一人の抱える悩みに対する相談及び現地指導を行っております。

このように、県教育委員会としてサポート体制の整備を図っているところでありますが、それぞれの市町村の抱える独自の課題については、長岡市のようなきめ細かな取り組みが必要なことから、こうした取り組みがより多くの市町村教育委員会で実施されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、教員の資質向上の取り組みについてであります。確かな学力の向上、豊かな心の育成、体力の向上などの学校教育が抱える課題の解決に向け、すべての教員が日々新鮮な気持ちを持って生き生きと児童生徒の教育に当たることが何よりも大切と考えております。

そのため、教員一人一人に確かな指導力に裏づけられた自信と使命感を持たせるための研修を体系的、計画的に実施しているところであります。

また、価値観の多様化、社会の複雑化の中で、保護者や児童生徒の要望や期待にこたえていくには、豊かな識見と広い視野が必要となることから、中堅教員を対象に行政や民間企業などへ派遣し、行政実務や企業活動を体験させるとともに、意欲ある教員を大学院に派遣し、新たな視点から学校教育を見詰め直させる機会を与えております。こうした体験を積んだ教員が学校に戻り、新鮮な息吹を吹き込むことにより、学校全体の活性化や教員の活力を生み出す効果をもたらしております。

今後は、教員評価制度を新たに導入することも検討しており、この制度により、教員の指導力や実績を適正に評価し、みずからの目的や役割、責任を自覚させ、一層のやる気と活力を高めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。